

日本臨床化学会関東支部 - 分科会活動に関する申し合わせ

(改定 2008.6.28)

1. 分科会の位値付け

- (1) 従来、当支部ではいくつかの常設分科会を置き、日本臨床化学会本会の活動との整合性をもはかりつつ、活動の具体的なテーマは各分科会に任されるかたちで運営され、多大な成果をあげてきた。しかしながら、臨床化学をとりまく環境の急速な変化により即応した分科会活動を推進するべく、常設の分科会を廃止し、数年単位でのプロジェクト型の活動形態へと転換をはかることを提案する。
- (2) 具体的には、公募により4乃至5程度の分科会を置き、夫々特定のテーマに関する研究・調査等を行う。
- (3) 新たな分科会制度では、臨床化学における諸問題の解決をめざすという当学会の社会的責任の追究の一環としての意義を有することはもとより、将来にわたって当支部の高い活動性を維持するべく、若手学会員の教育の場という大きな意味を持たせるものとする。

2. 分科会運営の概要

- (1) 各分科会は通常2年を活動期間とする。分科会の設置は「分科会運営委員会」(後述)による公募、選考による。若手会員の積極的な参加を促すとともに、委員会としても思い切って若手に委嘱する姿勢を堅持する。2年を超えて活動を継続する必要性が生じた場合、分科会は分科会運営委員会にその必要性を書面にて提出し、分科会運営委員会の判断をあおぐこととする。活動期間は最長で3年とする。
- (2) 標準化を中心とした分科会を2つ程度、それ以外の自由な研究・調査に関する分科会を2つ程度置く。複数施設に所属する会員の共同研究が望ましい。
- (3) 設置の決まった分科会についてはそのテーマ等を支部ホームページで会員に公示し、関心を持ってここに参加を希望する会員があればこれを受け入れることとする。
- (4) 分科会是一件、年間10～15万円程度の予算配分を受けることができる。配分額は支部から分科会活動に計上される年間予算額、採択件数、各分科会の研究内容等を考慮し、分科会運営委員会が決定する。分科会運営委員会は決定額を支部長に報告し、支部長はその内容を確認の上、支部事務局に送金を指示する。次年度以降の活動費については新年度の予算が決定した時点で支部事務局が分科会宛に送金する。
- (5) 各分科会は分科会運営委員会と密接に連携をとって活動を進めることとする。すなわち、各分科会はその活動状況を分科会運営委員会に適宜報告し、そのアドバイスをうけることとする。また、研究期間終了時には成果報告書を分科会運営委員会に提出する。
- (6) 各分科会は、その活動経過、活動成果を支部集会及び雑誌「臨床化学」で公表する義務を負う。
- (7) 分科会の会計報告は本会ならびに支部の会計年度にあわせて行う。会計の処理は支部の会計処理基準に拠り、厳正に行う。

3. 分科会運営委員会について

- (1) 5～6名程度の委員により構成する。この委員メンバーは、会員の自薦、他薦に基づき、最終的には幹事会で決定する。メンバーは必ずしも幹事である必要はない。
- (2) メンバーはできるかぎり中堅レベル(イメージとしては30才台後半から40台まで)の会員であり、標準化を含む臨床化学各分野での見識と活動実績を有する者とする。
- (3) メンバーの任期は4年程度とする。長期的には2年毎に半数を改選するかたちとし、委員会としての継続性を保つのが好ましい。

4. 分科会運営委員会の役割

- (1) 分科会活動として行うべき研究・調査に参加を希望するテーマ/グループの募集、選考を行う。
- (2) 4月からの分科会活動の開始を目標に、前年の秋頃より公募、選考の活動を開始する。標準化に関するテーマを2件程度、それ以外の自由テーマをやはり2件程度選考する。選考の結果を支部幹事会に報告する。特定の研究テーマに関して、適当な(特に多施設間での)研究グループの設定に関するアドバイス等も積極的に行う。
- (3) 支部予算において計上される分科会活動費の範囲内で、各分科会への予算配分額を決定する。

- (4) 各研究テーマに関して、その進行度のチェックを定期的に行うとともに、研究遂行上の諸問題に関するアドバイスを積極的に行う。
- (5) 各研究テーマの活動状況を定期的に支部幹事会ならびに支部長に報告する。また、各研究テーマの終了時にはその成果を同様に報告する。

5. その他

分科会活動で得られた優秀な成果は、支部として優先的に学会賞などへの推薦を行うなど、分科会活動への参加者に何らかのincentive を与える努力をする。